川西市議会告示第１号

川西市議会傍聴規則第７条に係る入場制限判断基準に関する要綱を次のように定める。

令和８年９月１４日

川西市議会議長　大矢根　秀明

川西市議会傍聴規則第７条に係る入場制限判断基準に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、川西市議会傍聴規則（平成４年川西市議会規則第１号。以下「規則」という。）第７条の規定による傍聴席への入場制限について、その判断基準及び手続を定めることにより、判断の客観性、公平性及び透明性を確保するとともに、会議の秩序及び安全を保持することを目的とする。

（基本原則）

第２条　傍聴席への入場制限は、規則第７条各号に該当する客観的かつ具体的な事情が認められる場合に限り、必要最小限の範囲で行うものとする。

２　傍聴しようとする者の思想、信条、政治的意見、所属する団体、職業、年齢、障害その他の属性のみを理由として、入場を制限してはならない。

３　入場制限を行う前に携帯品の預入れ、収納、取り外しその他の方法により規則第７条に該当する事情を解消できるときは、緊急の場合を除き、その方法を案内し、本人の協力を求めるものとする。

（銃器その他危険な物）

第３条　規則第７条第１号に規定する「銃器その他危険な物」とは、次に掲げる物をいう。

⑴　銃砲、刀剣類、模造銃器その他これらに類する物

⑵　ナイフ、包丁、カッターナイフ、はさみその他人の身体を傷つけるために使用されるおそれのある刃物

⑶　金属棒、木刀、バット、工具その他その形状、重量又は携帯の態様から、人の身体又は物件に危害を加えるために使用されるおそれのある物

⑷　火薬類、爆発物、発火性若しくは引火性の物又は有毒性若しくは刺激性の物

⑸　催涙スプレーその他人の身体に有害な作用を及ぼすおそれのある物

⑹　前各号に掲げるもののほか、その形状、性質、数量、携帯目的又は携帯の態様を総合的に考慮し、人の生命若しくは身体又は議場の施設若しくは設備に危害を及ぼす具体的なおそれがあると認められる物

２　前項の規定にかかわらず、携帯目的、収納状態及び使用態様を確認した上で、日常生活、職務、医療、介護、育児その他の正当な目的で携帯している物につ

いては、持ち込むことができる。

（示威的行為に使用されるおそれがある物）

第４条　規則第７条第２号に規定する「議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物」とは、次に掲げる物で、傍聴席において掲示、配布、掲揚又は着用する意思が認められるものをいう。

⑴　ビラ、プラカード、垂れ幕、横断幕、旗、のぼりその他これらに類する物

⑵　たすき、はち巻、腕章、ゼッケン、衣服その他身体に着用し、又は表示する物

⑶　拡声器、笛、楽器その他音を発して意思を表明するために使用されるおそれのある物

⑷　その他集団的又は継続的な意思表示に使用されるおそれのある物

２　前項各号に該当するか否かの判断に当たっては、次に掲げる事情を総合的に考慮するものとする。

⑴　文字、図柄、標章、写真、色彩その他の表示内容

⑵　形状、大きさ、数量及び視認性

⑶　複数の者による同一内容の携帯又は着用の有無

⑷　他の傍聴人の視界若しくは通行を妨げ、又は議事の進行に影響を及ぼす具体的なおそれの有無

３　次に掲げる物は、第１項各号の規定に該当しないものとする。

⑴　会議資料、請願書、陳情書、メモその他傍聴又は記録のために通常必要な文書

⑵　かばん等に収納され、傍聴席で掲示、配布又は着用する意思がないことが確認できる物

⑶　通常の衣服、帽子、宗教上若しくは文化上の装身具又は障害、疾病その他の事情により必要な着用品

⑷　報道、職務その他の正当な目的で携帯する物で、議長の許可を受けたもの

（酒気を帯びている者）

第５条　規則第７条第３号に規定する「酒気を帯びていると認められる者」に該当するかどうかについては、次に掲げる事情を総合的に勘案し、判断するものとする。ただし、疾病、障害、服薬その他の事情による症状である可能性があるときは、この限りでない。

⑴　呼気から明らかに酒の臭いがすること。

⑵　ろれつが回らず、又は会話が著しく不明瞭であること。

⑶　直立又は歩行が不安定であること。

⑷　必要以上に大声を出し、又は言動が粗暴若しくは不規則であること。

⑸　受付その他の通常の案内を理解し、又はこれに従うことが困難な状態にあること。

⑹　その他飲酒の影響により、会議の秩序又は他人の安全若しくは静穏を害する具体的なおそれがあること。

（会議の妨害等を疑うに足りる顕著な事情）

第６条　規則第７条第４号に規定する「会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情」とは、次に掲げる客観的かつ具体的な事情が現に認められる場合をいう。

⑴　受付、廊下その他議場周辺において、大声、怒号、威迫的な発言又は著しく粗暴な言動を繰り返していること。

⑵　職員、議員、他の傍聴人その他の者に対し、つきまとい、威嚇、侮辱、身体への接触その他安全又は静穏を害する行為をしていること。

⑶　入場前から、議事を中断させる行為、議場内で発言する行為、物を投げる行為その他会議を妨害する具体的な意思を表明し、又はその準備行為をしていること。

⑷　複数の者が、合図に応じて一斉に発声し、立ち上がり、物を掲げ、又は議事を妨害することを具体的に申し合わせていると認められること。

⑸　受付、手荷物確認その他の入場に必要な手続を、正当な理由なく著しく妨害していること。

⑹　傍聴席、通路、出入口その他の場所を占拠し、又は他人の通行若しくは着席を妨げようとしていること。

⑺　他の傍聴人が通常の状態で傍聴することが困難となる程度の異臭、騒音その他の状態を生じさせていること。

⑻　危険な行為、自傷他害のおそれがある行為又は施設若しくは設備を損壊するおそれがある行為を現に行い、又は行おうとしていること。

⑼　前各号に掲げるもののほか、その言動、行為、準備状況その他の事情を総合的に考慮し、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす具体的なおそれがあると認められること。

（職員による質問）

第７条　議会事務局の職員（以下「職員」という。）は、規則第７条各号に該当する可能性があると認めるときは、必要な範囲で本人に対し、携帯品等の内容、携帯目的、飲酒の有無、言動の理由その他の事情を質問することができる。

（判断権者）

第８条　規則第７条に基づく入場制限に関する最終的な判断は、議長が行う。

２　議長は、前項に規定する判断にあたり疑義があるときは、議会運営委員会の意見を聴くものとする。

（入場制限時の告知）

第９条　入場を制限するときは、本人に対し、次に掲げる事項を口頭で告げるものとする。ただし、本人又は他人の安全を確保するため緊急の必要があるとき

は、この限りでない。
⑴　規則第７条に基づき入場を制限する旨
⑵　該当すると判断した号及びその具体的理由
⑶　携帯品等の預入れその他の方法により入場が可能となる場合は、その方法
　判断に異議がある場合の申出先
２　本人から求めがあったときは、前項各号の事項を記載した書面を交付することができる。
（記録）
第１０条　入場を制限し、又は相当時間にわたり入場を保留したときは、職員は、次に掲げる事項を記録するものとする。
⑴　日時及び対象となった会議
⑵　対応した職員の職名及び氏名
⑶　確認した言動、状態、携帯品その他の客観的事実
⑷　本人に対して行った質問、説明及び本人の回答
⑸　是正又は協力を求めた内容及びその結果
⑹　判断者及び判断の理由及び適用根拠規定
⑺　入場制限、入場保留その他の措置の内容
（入場制限の解消及び再確認）
第１１条　入場を制限された者から、当該制限の原因となった事情が解消されたとして再度の入場の申出があったときは、その時点の事情に基づいて改めて判断するものとする。
２　入場制限は、当日の当該事情に対して行うものとし、将来の会議への入場を一律に制限する根拠としてはならない。
（川西市議会委員会傍聴規程への準用）
第１２条　この要綱で定める規定は、川西市議会委員会傍聴規程（平成４年川西市議会規程第３号）第８条について準用する。この場合において、第８条中「議長」は「委員長」と、「議会運営委員会」は「委員会」と読み替えるものとする。
（委任）
第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付　則

この要綱は、公布の日から施行する。